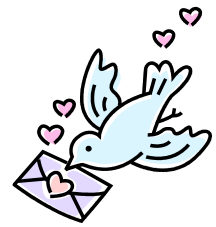


# ～あかり行政書士事務所通信～

第 2 号 (2014. 4. 1)



## ☆エンディングノートとは

書店などに行くと、「エンディングノート」というものが販売されているのを見たことがあるかもしれません。

エンディングノートには、自分の生涯のことや思い出の写真、病歴、終末医療に対する希望、飼っているペットのことなど、日常的なことから自分の一生に関することまで、幅広く書く項目が用意されています。

一言でいうと、エンディングノートは、一生を振り返り「自分史」を書くものであるといえます。

亡くなった後の希望を書くことができたりする点は、遺言とも似ていますね。



## ☆エンディングノートと遺言の違いは？

最大の違いは、「法的効力があるか」という点です。

エンディングノートには**法的効力が一切ありません**ので、どんなに希望を書いたとしても、残された家族がそれを守る義務は残念ながらありません。

一方、遺言には**法的効力があります**。

原則として遺言のとおり権利・義務が発生しますので、自身の相続に対する希望通りに実行される可能性がより高いといえます。



## ☆エンディングノートは作るべき？

確かに法的効力が無いという意味で、一見すると不要と考えるかもしれません。

ですが、「遺言って難しそうだし、まずはとりあえず作ってみよう！」といった気持ちで、**遺言の前段階として気軽に作ってみることを私はおすすめしています**。

いざ遺言を作る際の参考になることは間違いありませんし、万が一、遺言が間に合わなくても、家族が見つけてくれて希望通りにしてくれるかもしれません。

エンディングノートは書店で1,000円ほどで買うことができますので、一度お試してみてくださいはいかがでしょうか。

もし、書き方についてよくわからない点がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

この記事へのお問い合わせは 042-703-6059 までご連絡ください。(平日 10:30～18:30)

※外回り等でお電話に出ることができない場合がございますのでご了承ください。

発行者: あかり行政書士事務所 相模原市緑区橋本 2-3-22 大雄地所本社ビル 602 号室  
行政書士 土屋 亮